

働き方改革下のサービス残業時間

発表日：2018年2月23日（金）

～2017年は前年から横ばい。宿泊・飲食サービス業などで増加～

第一生命経済研究所 経済調査部
 担当 副主任エコノミスト 星野 卓也
 TEL:03-5221-4547

（要旨）

○2017年は働き方改革に対する気運が高まる中、長時間労働是正の取り組みが活発な年であった。こうした中、懸念されたのがサービス残業の増加だ。2017年の一人当たり平均サービス残業時間（未申告労働時間）は年間195.7時間、2016年（195.8時間）からはほぼ横ばいと推計される。2010年以降は減少傾向にあったが、16年には前年から増加、17年に横ばいと趨勢が変化している。

○産業別にみると、前年に引き続き最も多い業種は「教育・学習支援業」。教職員の長時間労働を映じているものと考えられる。方向感に目を移すと、前年から減少している業種は「運輸・郵便業」や「建設業」など。前年から増加している業種は「宿泊・飲食サービス業」や「金融・保険業」などであった。現在国会審議中の労働基準法改正・施行に向けて、表面上の労働時間減の裏でサービス残業が増える可能性がある。推計値の動向を引き続き注視したい。

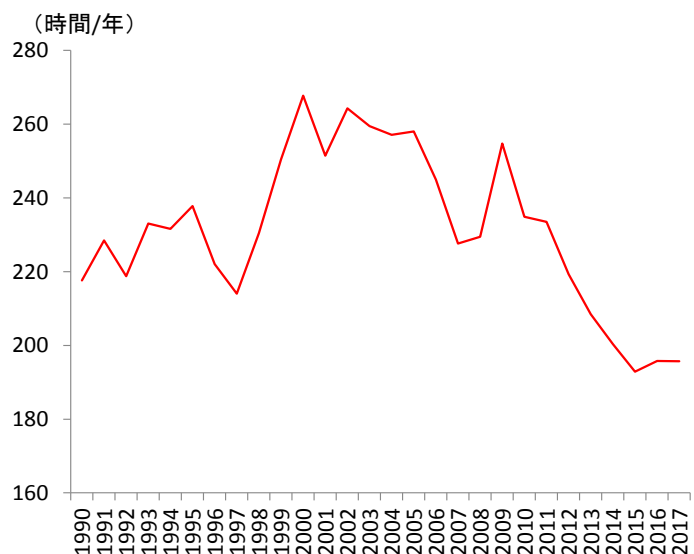
○サービス残業時間は下げ止まる

2017年は「働き方改革」、「長時間労働の是正」に強くフォーカスが当たった年だった。こうした中、筆者は昨年レポートでいわゆる「サービス残業」の増加を懸念する内容のレポートを発行したⁱ。各社が働き方改革の推進、労働時間の縮減を従業員に求める中で、従業員の会社に申告する労働時間と実際の労働時間との乖離が広がるのではないかというものである。

2017年の統計を用いて、この再推計を行った。2017年の平均一人当たりサービス残業時間は195.7時間/年で、2016年（195.8時間/年）とほぼ変わらずであった。2010年代前半の減少傾向から、16年は増、17年はほぼ横ばいとなっており、減少傾向が止まりつつある。

ここで用いているサービス残業時間推計の基本的な考え方はシンプルだ。総務省の「労働力調査（詳細集計）」における平均労働時間から、厚生労働省「毎月

資料1. サービス残業時間（全産業一人当たり平均値、推計値）



（出所）厚生労働省、総務省より第一生命経済研究所推計。

（注）ここでいう「サービス残業」は「賃金が未払いの労働時間」ではなく「未申告の労働時間」を指す点には注意が必要。例えば、管理監督者やみなし労働時間制（専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制）の対象となっている労働者には、そもそも一定の時間外労働に対する賃金が支払われない。また、調査対象の一致しない異なる統計を用いた推計値であることから、その水準感については幅を持った解釈が必要である。公務を除く値（毎月勤労統計の対象外のため）を用いた。試算値は「公立学校職員等以外の公務員」は含まれないベースの値である。労働力調査における統計制約のため、2012年以前は公務を含む値を推計し、公務を除く値との断層調整を行っている。なお、労働力調査の値は国内の概ねすべての雇用者を調査対象とした統計であるのに対して、毎月勤労統計は常用雇用者数5人以上規模事業所の値である。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

勤労統計」の平均労働時間を差し引いた値を、平均サービス残業時間と定義する。着目するのは、総務省「労働力調査」が各世帯、個人に調査票を配布して行う調査であるのに対し、厚生労働省「毎月勤労統計」は事業所（企業）に対する調査である点だ。毎月勤労統計には、労働時間のほかに所定外賃金（残業代）も記載するが、賃金支払の発生しないサービス残業は計上されないと考えられる。一方で、個人調査では労働者が実態に近い労働時間を記載すると考えられる。その差分を未申告の労働時間として「サービス残業」とみなしている。

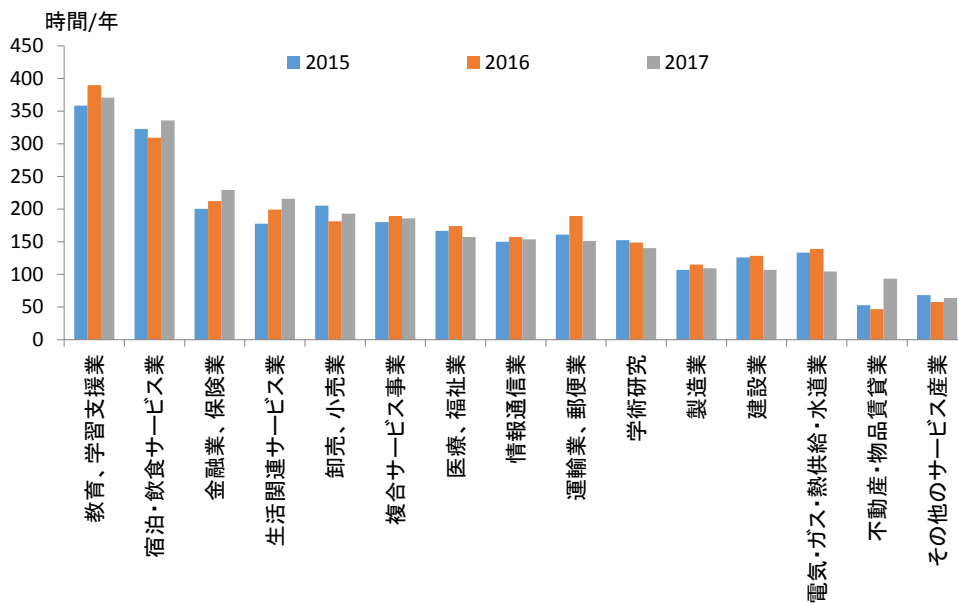
○業種別にみると、増加業種・減少業種が分かれる

産業別にみると、前年に引き続き最も推計値が大きかった業種は「教育・学習支援業」（370.8時間/年）だ。2016年（390.0時間）からは減少しているが、引き続きワースト業種である。昨今問題視されている教職員の長時間労働を映じていると考えられるⁱⁱ。

方向感に着目すると、前年から減少している業種は「運輸・郵便業」や「建設業」などだ。運輸業では大手企業におけるサービス残業削減の動きを映じている可能性がありそうだ。一方、増加したのは「宿泊・飲食サービス業」や「金融・保険業」などであった。宿泊・飲食サービス業は人手不足が深刻な業種の一つであり、生産性の向上が難しい結果として未申告労働時間が増加している可能性が考えられる。

現在国会審議中の労働基準法の改正、施行を見据え、表面上の労働時間減の裏でサービス残業が増える可能性がある。推計値の動向を引き続き注視したい。

資料2. 産業別・平均サービス残業時間（推計値）



(出所) 厚生労働省、総務省より第一生命経済研究所推計。

(注) 資料1に同じ。

(参考文献)

萬井（2009）「なぜ公立学校教員に残業手当がつかないのか」 日本労働研究雑誌 No. 585 労働政策研究・研修機構

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

ⁱ 「195.8時間/年のサービス残業～ワースト業種は「教育・学習支援業」の390.0時間/年～」(2017年4月11日)

(<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2017/hoshi170411.pdf>)

ⁱⁱ 公立学校教員の給与については、労働基準法とは別の「給特法」という法律において時間外勤務手当を支給しない旨が定められている。例外として、生徒の実習関連業務など4項目の事情が発生した場合には、基本給の4%に相当する「教職調整額」を固定で支払う仕組みとなっている。萬井(2009)は、この給特法の運用に問題があることで、手当のない長時間労働に繋がっている点を指摘、教師の労働時間制については抜本的な改革が不可欠、としている。